

第11章 計画の評価と進行管理

計画に掲げた数値目標などの達成状況について定期的な分析・評価を行い、計画の進行管理を図るとともに、必要に応じた計画の見直しを行います。

また、評価結果を公表し、計画全体の推進状況及び二次保健医療圏単位の課題解決の取組などについて、関係者間の情報共有を図ります。

1 県全体の評価と進行管理

(1) 計画全体

計画の着実な推進を図るため、高知県医療審議会に設置する「保健医療計画評価推進部会」において、計画期間中の進行管理と評価を毎年度行います。

(2) 5疾病6事業及び在宅医療

疾病及び事業ごとに設置している協議会や医療体制検討会議などにおいて、医療機関や医療関係団体などと連携を図りながら計画を推進するとともに、達成状況などについての評価を毎年度行います。

2 二次保健医療圏（構想区域）単位の評価と進行管理

(1) 計画全体

福祉保健所単位で設置している日本一の健康長寿県構想地域推進協議会や構想区域別に設置している地域医療構想調整会議において、一体的に、各保健医療圏（構想区域）における医療提供体制の構築を図るとともに、地域ごとの課題に対する取組を推進します。

※地域医療構想調整会議の進め方については、「第9章 第5節 地域医療構想の推進体制及び役割」（P344）で詳細を記載

(2) 5疾病6事業及び在宅医療等

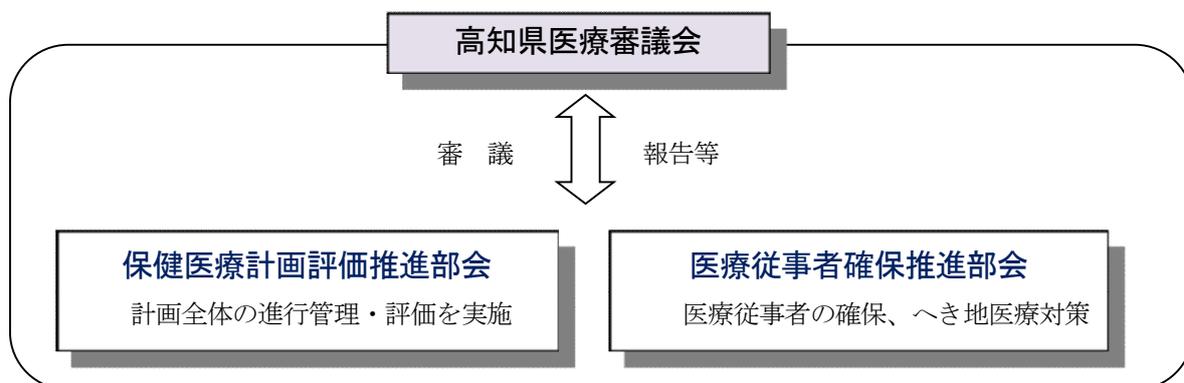
地域で課題となっているものについて、必要に応じて日本一の健康長寿県構想地域推進協議会に部会を設置し、医療機関や医療関係団体などと連携を図りながら取組を推進します。

3 評価結果の公表

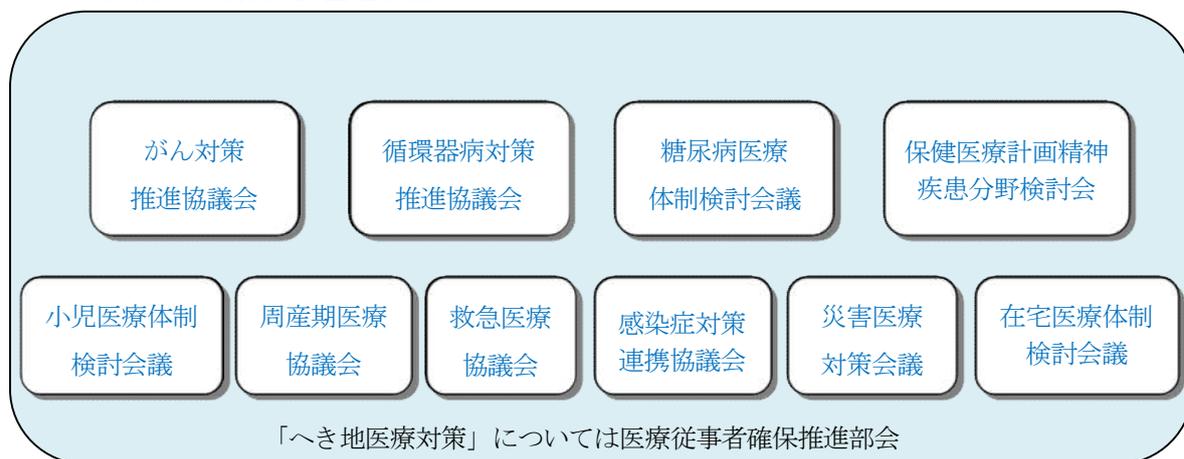
原則として毎年度評価を行い、評価結果は県のホームページで公表します。

(図表 11-1) 保健医療計画の評価・進行管理体制図

【県全体】



< 5 疾病 6 事業及び在宅医療 >



【二次保健医療圏】

(構想区域)

